

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革(施策名) (1)④男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 主な施策の取組状況及び評価

被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パート労働者に社会保険の適用範囲を拡大することを含む「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」を第 166 回通常国会に提出し、継続審議とされていたが、平成 21 年 7 月、衆議院の解散に伴って廃案となったところである。

2 今後の方向性、検討課題等

この法案による適用拡大を超えての厚生年金の更なる適用拡大については、基礎年金の最低保障機能強化等に関する議論を踏まえた検討が必要。

3 参考データ、関連政策評価等

添付資料参照。

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(施策名) (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供 ③

1 主な施策の取組状況及び評価

単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修、中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修、新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修等により、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で、必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする事業を都道府県、指定都市にて実施（14年度～）。

2 今後の方向性、検討課題等

今後も住民が福祉サービスを適切に利用できるように、民生委員・児童委員に対して相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする施策を実施していく。

3 参考データ、関連政策評価等

18年度 48 都道府県・指定都市にて実施。
19年度 52 都道府県・指定都市にて実施。
20年度 54 都道府県・指定都市にて実施。

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について (法案のポイント)

(「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」で措置)

1. 新たな適用基準

※具体的な数値「20時間」「98,000円」「1年」「300人」については法律で明記

①労働時間：「週所定労働時間が20時間以上」であること

かつ

※ 雇用保険の例に同じ

②賃金水準：「賃金が月額98,000円以上」であること

かつ

※ 現行の厚生年金の保険料負担の基準(標準報酬等級)の下限の額
※ 賞与、通勤手当、残業手当等を含まない毎月の賃金支給額で判断

③勤務期間：「勤務期間が1年以上」であること

かつ

④学生の取扱い：学生は適用対象外とする

かつ

※大学、短大、高校、高専、専修学校、各種学校(1年以上課程)等の学生

⑤ 中小零細事業所への配慮：「従業員が300人以下」の中
小零細事業主には新たな基準の適用を猶予

※ 現在厚生年金の適用対象とされている従業員の人数で算定
※ 猶予期間は「別に法律で定める日」まで

→ この基準により新たに適用対象となる人数は約10~20万人程度

※ 現在、「4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き現行の基準による。

2. 健康保険・介護保険

○ 被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、厚生年金で新たに適用対象となる者については、健康保険・介護保険も適用する。

3. 施行時期

○ 制度の周知や企業の対応、行政実務(日本年金機構)の対応など十分な準備期間を設ける観点から、平成23年9月1日から施行する。

※日本年金機構：平成22年1月発足予定